

第2節 国会からの検査要請事項に関する報告

第1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた旅行需要等の喚起を図るために実施された振興策について

要請を受諾した年月日	令和5年6月13日
検査の対象	国土交通省
検査の内容	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた旅行需要等の喚起を図るために実施された振興策についての検査要請事項
報告を行った年月日	令和7年1月29日

1 検査の要請の内容

会計検査院は、令和5年6月12日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月13日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

国土交通省

(二) 検査の内容

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた旅行需要等の喚起を図るために実施された振興策に関する次の各事項

- ① 地域観光事業支援における需要創出支援(県民割支援)の予算の執行状況、実施状況等
- ② 全国を対象とした観光需要喚起策(全国旅行支援)の予算の執行状況、実施状況等

2 検査の結果の主な内容

本院は、上記要請の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた旅行需要等の喚起を図るために実施された振興策に関する各事項について、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の補助対象事業の一つとされた需要創出支援に位置付けられ、令和3年4月から開始された県民割支援及び4年10月から開始された全国旅行支援(以下、両者を合わせて「両旅行支援」という。)をまとめた上で、予算の執行状況等と実施状況等とに区分して、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、①国における予算の執行状況、都道府県における予算の執行状況はどのようになっているか、②都道府県における事業の実施体制等はどのようになっているか、旅行商品代金又は宿泊代金(以下「旅行商品代金等」という。)の割引及び地域

限定クーポン券等(以下「クーポン」という。)の付与に係る事業の実施状況はどのようになっているか、事務局等における審査の実施状況等はどのようになっているかなどに着眼して検査を実施した。

検査の結果の主な内容は、次のとおりである。

(1) 両旅行支援の予算の執行状況等

ア 国における両旅行支援の予算の執行状況等

両旅行支援は、2年7月から観光庁の直轄事業の旅行振興策として開始されたGo Toトラベル事業の予算計1兆1193億0265万余円(令和2年度第3次補正予算に計上された額のうち8507億8593万余円及び令和3年度補正予算に計上された2685億1672万余円)を(目)訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金に流用するなどして財源としていた。そして、3年度から5年度までの間に県民割支援に3016億7574万余円、全国旅行支援に6890億7740万余円、計9907億5315万余円が支出され、1285億4949万余円が不用額となっていた。

また、47都道府県に対する両旅行支援の交付決定額は、計1兆1182億9665万余円となっていた。

観光庁が都道府県に通知した交付限度額の算定状況についてみたところ、同庁は交付限度額の算定までに作成して予算執行時の基準とした算定方法に関する資料を保存していないとしていた。また、同庁は過去の旅行者数、所要の補正等といった交付限度額の算定要素に係る資料を保存していないとしており、本院は、これらの算定要素について十分な説明を受けられなかった。このため、本院は、予算執行における交付限度額の妥当性を事後的に検証することができなかった。そこで、県民割支援における交付限度額について、本院において試算をしたところ、観光庁が算定した交付限度額と本院の試算額との間に相当程度のかい離が生じていた。

イ 都道府県における予算の執行状況等

令和6年能登半島地震により被災した新潟、富山、石川各県を除く44都道府県における旅行事業者^(注1)(OTAを含む。以下同じ。)及び宿泊事業者への販売可能枠(事業者が販売できる旅行商品代金等の割引額の上限額)の配分状況についてみたところ、販売実績額が少ない旅行事業者の販売可能枠を十分に確保できるようにするなどのために、全ての事業者の中から販売可能枠を個々に配分する事業者を抽出し、残りの事業者については一括して予算の残額を管理する配分方法を採用するなどとしていた。また、事業者に配分した販売可能枠について、執行状況を随時確認して、必要に応じて配分方法等を変更するなどしていた。

(注1) OTA Online Travel Agent。店舗で営業を行わずインターネット上のみで取引を行う旅行事業者

44都道府県における予算の執行額及び残額の状況についてみたところ、交付決定額計1兆0550億2487万余円、執行額計9279億7479万余円、残額は計1270億5008万余円となっていて、その残額は、結果として国の決算上の不用額となっていた。

貸切バスを利用する団体旅行の需要を喚起するために設定された団体旅行枠(貸切バスを利用する団体旅行の費用(直接経費及び事務経費)に限って利用可能な予算の枠。以下同じ。)の設定方法及びその執行状況についてみたところ、40都道府県において計724

億 5178 万余円の残額が生じていた。これは、旅行・観光消費動向調査(観光庁公表の一般統計調査)で集計しているパック・団体旅行の延べ泊数には、貸切バスを利用した旅行の他に鉄道、航空機等を利用した旅行に係る延べ泊数も含まれているのに、観光庁はこのような統計値に基づいて団体旅行枠を設定していたことが要因の一つであると思料される。

(注2) パック・団体旅行 旅行会社のパックツアーを利用した旅行、職場の社員旅行、学校の修学旅行等(貸切バス以外に鉄道、航空機等を利用した旅行を含む。)

また、団体旅行枠から全ての旅行に利用可能な予算の枠への振替に係る考え方について確認したところ、観光庁は、振替について例外的な取扱いとして認められ得ることを個別の相談事項としていて全ての都道府県に対して伝えておらず、これにより一部の県における予算の執行方針に影響を及ぼす結果となっていたと思料される。

(2) 両旅行支援の実施状況等

ア 事業の実施体制等

都道府県における事業の実施体制をみたところ、都道府県は事業を統括的に運営する事務局を設置しており、実施体制は、大きく分類すると委託型、補助型、補助委託併用型、再委託型及び市町村への補助型の五つの類型となっていた。そして、これら五つの類型の 44 都道府県における両旅行支援に係る各事務局等への事務経費に係る支払額は計 716 億 6170 万余円、各観光連盟等への事務経費に係る間接補助金又は負担金の交付額は計 443 億 8395 万余円、合計 1160 億 4565 万余円となっていた。

また、事業の実施主体である都道府県が、再委託等及び再々委託等の状況をどのように把握していたのかについてみたところ、都道府県によっては再委託先等や再々委託先等の状況を把握していなかった。

全国旅行支援における統一窓口共同運営体(以下「統一窓口」という。)との契約及び支払の状況をみたところ、契約主体は各都道府県から業務を委託等された事務局等となっており、都道府県からみると、これらの契約は再委託、再々委託の契約等となっていた。また、統一窓口への事務経費に係る支払額は奈良県を除く 43 都道府県で計 239 億 2664 万余円となっていた。

イ 事業の実施状況

44 都道府県における事業の実施状況をみたところ、両旅行支援の割引に係る実績について、利用者の延べ人数は計 1 億 2426 万余人、割引額は計 5245 億 4878 万余円となっていた。

割引に係る実績額について、旅行事業者が取り扱った旅行商品代金の割引は、各都道府県における取扱実績額の上位 10 者で、県民割支援においては全体の総額の 73.7% を、全国旅行支援においては同 76.9% をそれぞれ取り扱っていた。

全国旅行支援におけるクーポンの付与の実施状況をみたところ、観光庁が事業の実施途中に電子クーポンによることを原則化したことに伴って、既存の紙クーポンが旅行者に配布されずに余剰となっている状況が見受けられた。

クーポンの取扱店舗に係る参画登録の状況をみたところ、各都道府県で、土産物店、飲食店、旅館・ホテル等の様々な業種の店舗が登録されており、都道府県によっては、両旅行支援の制度目的を踏まえて、観光関連施設のみを参画登録の対象として、コンビ

ニエンスストア、ドラッグストア等を対象外としていた。

クーポンの使用状況をみたところ、クーポンの使用に係る補助対象経費は、両旅行支援で計 2867 億 8041 万余円となっていた。

ウ 審査の実施状況等

旅行商品代金等の割引及びクーポンに係る審査の実施状況をみたところ、事務局等が旅行事業者等から提出させた根拠書類(紙媒体を電子化していたものや原本の内容を転記して確認できるものなどを含めて、以下「根拠資料」という。)の内容を確認するなどしていた。

また、根拠資料の保存に必要な措置を執ることを求めた事務連絡は全国旅行支援が開始された後の5年8月に観光庁から都道府県に対して発出されていたことを踏まえて、根拠資料の保存状況をみたところ、一部の県において、旅行者の居住地や新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種等を確認できる根拠資料を保存していない状況が見受けられた。また、一部の県において、使用済紙クーポン等の根拠資料や電子クーポンの電子記録を保存していない状況が見受けられた。

エ 国庫返納の必要があると都道府県が判断した不正請求の状況

国庫返納の必要があると都道府県が判断した旅行事業者による実績の水増しなどの不正請求の状況をみたところ、県民割支援で10道府県(計13件、補助金相当額計2億0173万余円)、全国旅行支援で10道県(計49件、補助金相当額計1億0094万余円)となっていた。

オ 事業実施に伴う効果等

都道府県が公表するとともに国土交通大臣に報告することとされている効果検証について、都道府県の公表状況をみたところ、5年度末までに効果検証の内容を公表していたものは2県のみとなっており、6年6月末時点においても、20都道県にとどまっている状況が見受けられた。また、効果検証の内容を5年度末までに国土交通大臣に報告していたものは4県のみとなっており、6年6月末時点においても23都道県にとどまっていた。

3 検査の結果に対する所見

政府は、観光を21世紀における日本の重要な政策の柱として位置付けており、観光立国の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るなどのために、毎年多額の予算を計上している。また、2年度から5年度までの間に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う旅行振興策が実施され、令和6年能登半島地震により観光需要の落ち込みが見られる地域において実施されている北陸応援割は、需要創出支援と同様に旅行者を対象として旅行商品代金等の割引を支援する補助事業として、5、6両年度に実施されており、今後も同様の事業が実施される可能性がある。

ついては、観光庁は、今後同様の補助事業を実施するなどの場合には、次の点に留意するなどして、事業を適切に実施する必要がある。

(1) 両旅行支援の予算の執行状況等

ア 予算執行時に基準とした交付限度額の算定方法に関する資料、算定要素としている旅行者数や所要の補正の内容に関する資料等の予算執行に関連する重要な資料を適切に保存し、予算執行における交付限度額の妥当性についての的確な資料に基づき十分に説明す

ることができるようにすること

イ 団体旅行枠のように特定の用途に限定するような予算枠を設定して補助事業を実施させる際には、補助の対象となる旅行の過去の実績等による合理的な基準により予算枠を定めるとともに、事業の実施主体に対して事業の実施に係る事務連絡等を発出する際には、その取扱いを周知徹底すること

(2) 両旅行支援の実施状況等

ア 電子クーポンの原則化のように事業の実施方針を途中で変更する際には、補助事業者における事業の現状を把握するとともに、補助事業者が実情に応じて方針変更の適用時期を遅らせるなどの弾力的な運用ができるよう十分検討を行うこと

イ 補助要件を満たしているかを確認できるようにするために保存すべき根拠資料の種類について、あらかじめ補助事業者にと事務連絡等で明示して周知することなどにより、事後的に事業の適正性を十分に検証することができるようにすること